

「最低賃金(最賃)」とは、最低賃金法に基づき国が決めている賃金の最低額(時給)のことです。使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。違反した場合の罰則も定められています。

賃金などの労働条件は労使交渉で決めるのが原則です。しかし、労働組合がない企業の労働者は、使用者に不当な低賃金を強要される場合も考えられるため、最賃が社会的に規制する役割を果たしています。

重要なセーフティネットである最低賃金。知っているようでも知らないコトも…。ここであらためて「最賃」についておさらいしましょう。

学び直し! 知っている ようで知らない!? 最低賃金のハ・ナ・シ

地域別最低賃金決定の流れ

低すぎる! 日本の最低賃金

国	最低賃金 (時給)
日本	825円
アメリカ	10.02円
オランダ	8.85円
ドイツ	11.32円
イギリス	12.29円
フランス	12.98円

三重県特定(産業別) 最低賃金

- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金 時給額 885円 発効日 2016年12月22日
- 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金 時給額 850円 発効日 2016年12月22日
- ガラス・同製品製造業 最低賃金 時給額 843円 発効日 2015年12月20日
- 電線・ケーブル製造業 最低賃金 時給額 844円 発効日 2016年12月22日

ワークルール検定の解答 正解は③

最低賃金制度は、これを下回る賃金額の合意を無効とするものであって、これを上回る賃金額の合意は有効です。

④については、最低賃金は地域ごとに定められる「地域別最低賃金」と、特定の産業で働く人に適用される「特定最低賃金」とがあり、全国一律で定められるものではありません。

連合三重から5名の審議委員が参加

くわしく

働くことを 軸とする 安心社会 の実現を!

学ぶぞー!

まるわかり教室

最低賃金制度

(監修:労働条件・中小労働対策局)

まだまあ
解かずべき問題も

**知っているよう
知らないコト①**

最賃の引き上げは、国民経済の発展に不可欠!

最賃制度の目的は、低賃金労働者の労働条件改善だけではありません。実は労使双方にプラスなんです!

労働条件が改善されると、やりがいをもって知識やスキルに磨きをかけるゆとりが生まれ、生産性向上につながります。労働条件の改善により、企業が優秀な労働者を雇い入れやすくなります。

また、賃金引き下げなどの企業間の「底なし」の過当競争を食い止め、企業が提供する製品やサービスの向上にもつながります。

**知っているよう
知らないコト②**

春季生活闘争の成果はみんなの手に!

皆さんの会社の賃上げはもちろん、企業内最低賃金協定の締結拡大などが進めば、地域別最賃や特定最賃の引き上げを後押しできます。

労働組合のあり・なし、正社員やパート・派遣社員など雇用形態の違いにかかわらず、すべての労働者に波及していくます。

**知っているよう
知らないコト③**

最賃にはボーナスや臨時手当、残業代は入らない!

賃金

- 定期給与
- 臨時の賃金(結婚手当など)
- ボーナスなど

- 所定内給与
- 所定外給与

- 時間外勤務手当
- 休日勤務手当
- 深夜勤務手当

- 基本給
- 諸手当
- 精勤手当
- 通勤手当
- 家族手当

▲この部分が最低賃金の対象となります。